

## 第3回 中山間地域振興特別委員会

日時：令和2年1月22日(水)  
10時 分 ～ 時 分  
場所：第4委員会室

【出席者】 田畑委員長 布施副委員長  
川上委員 柳楽委員 野藤委員 上野委員 飛野委員 永見委員

【議長団】

【委員外議員】

【執行部】 政策企画課長、農林振興課長、農林振興課副参事、維持管理課長、  
政策企画課企画係長、農林振興課農業振興係長、農林振興課林業振興係長、  
農林振興課普及支援係長、農林振興課農林土木係長、  
農業委員会事務局農地係長

【事務局】 古森局長 下間係長

---

### 議 題

- 1 「農林地の維持管理対策、耕作放棄・鳥獣被害防止対策」について  
(担当課との意見交換)

### 【参考】

テーマ3「農林地の維持管理対策、耕作放棄・鳥獣被害防止対策」に係る課題

- (1) 農業・林業の担い手・事業承継者の確保
- (2) 畦畔の草刈の方策
- (3) 有害鳥獣被害（イノシシ、クマ、アライグマ等）
- (4) 農林道の危険木・支障木の撤去等
- (5) 耕作放棄地対策
- (6) 山林の不在地主の増加
- (7) 集落営農の再編（組織運営や共同購入した機械の維持管理の限界）

- 2 その他

中山間地域の抱える諸課題について 3「農林地の維持管理対策、耕作放棄・鳥獣被害防止対策」についての意見交換資料

小番号	委員名	中テーマ 番号	中テーマ	資料要望の内容	回答	備考
1	川上幾雄			農林業への国からの支援策状況	別添資料のとおり	
2	布施賢司			浜田市のスマート林業の推進事例と取り組みについて	石央森林組合では、樹種の分布を調査するのにドローンにより撮影した航空写真を活用しています。 また、令和2年度は弥栄の市有林において地上レーザーによる森林資源量調査を予定しています。	
3	布施賢司			農地バンクの利用状況と交付金による支援策	別添資料のとおり	
4	田畑敬二	(1)	農業・林業の担い手・事業承継者の確保	過去5年間の担い手研修生の人数・定住者の数	H26:研修生6名、定住4名 H27:研修生7名、定住3名 H28:研修生2名、定住1名 H29:研修生5名、定住3名 H30:研修生1名、定住1名 詳細は、別添資料のとおり	
5	上野 茂	(1)	農業・林業の担い手・事業承継者の確保	農業、林業の担い手としてのU I ターン者現状	農業研修生等により把握しているのは、 農業:過去5年でU I ターン者9名(雇用就農も含む) 林業:平成28年度からU I ターン者2名。 その他、農業経営体等に直接雇用されたU I ターン者の方もおられます。	
6	飛野弘二	(1)	農業・林業の担い手・事業承継者の確保	人・農地プラン作成状況と今後の課題	別添資料「人・農地プラン一覧表」 地域の担い手の不足により、農地を集積するなどの将来ビジョンの作成が難しくなっています。	
7	永見利久	(1)	農業・林業の担い手・事業承継者の確保	組織化の難しい地域、担い手確保の取組について	別添資料「集落営農組織一覧」 上府地区、久佐地区で集落営農組織設立の協議中	
8	上野 茂	(2)	畦畔の草刈りの方策	センチピード等の普及状況	別添資料のとおり	
9	上野 茂	(2)	畦畔の草刈りの方策	社会復帰促進センターの受刑者と地域の関わり状況	令和元年8月22日付けで、社会復帰促進センターと社会貢献作業に関する協定を締結し、同年8月27日に、訓練生4名により和田公民館の周辺の草刈り(約2,200㎡)を実施しました。引き続き令和2年度も実施予定です。	
10	上野 茂	(2)	畦畔の草刈りの方策	地域のお助け隊などの活動状況(農業)	農業に関して地域のお助け隊などの活動状況は把握しておりません。 草刈ボランティア組織一覧については、別添資料のとおり(まちづくり推進課情報提供)。	
11	永見利久	(2)	畦畔の草刈りの方策	草刈作業の軽減対策について	平成28年度から実施している農業振興基金事業での「畦畔等除草省力化促進事業」によるセンチピードグラス吹付けに係る支援や「サポート経営体等育成支援事業」によりリモコン草刈り機購入に対して県補助に加え市が上乘せ補助を行っています。	
12	田畑敬二	(3)	有害鳥獣被害(イノシシ、クマ、アライグマ等)	有害鳥獣対策に係る補助制度の種類、金額(電柵・ワイヤメッシュ等)	浜田市農作物等獣被害防止対策事業補助金により、防護柵購入費の1/2補助(上限5万円)を行っています。 また、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、広域的に防護柵の設置に取り組む集落等に対して、防護柵を無償提供しています。過去3年間の実績は別添資料のとおり。	

中山間地域の抱える諸課題について 3「農林地の維持管理対策、耕作放棄・鳥獣被害防止対策」についての意見交換資料

小番号	委員名	中テーマ番号	中テーマ	資料要望の内容	回答	備考
13	田畑敬二	(3)	有害鳥獣被害(イノシシ、クマ、アライグマ等)	有害鳥獣捕獲の1頭当たりの単価(県・市) イノシシ、ヌートリア、サル他	別添資料のとおり	
14	上野 茂	(3)	有害鳥獣被害(イノシシ、クマ、アライグマ等)	捕獲後ジビエなどへの活用状況	弥栄町獣肉加工処理施設におけるイノシシの処理頭数(売上金額) H27: 90頭(1,859,675円) H28: 159頭(2,307,786円) H29: 119頭(1,972,994円) H30: 123頭(2,734,177円) R1: 94頭(1,255,331円) (12月末現在)	
15	上野 茂	(3)	有害鳥獣被害(イノシシ、クマ、アライグマ等)	補助金で設置した檻の活用状況、放置状況	H26～R1年度までに市補助事業による40基の捕獲檻を集落で購入し、イノシシ等の捕獲に活用されています。檻の放置については、正確な数は把握していませんが、多くが10年以上前に導入した天井のない囲い檻(9㎡以上)と思われます。	
16	上野 茂	(3)	有害鳥獣被害(イノシシ、クマ、アライグマ等)	猟師だけでなく、住民の手伝いが必要、檻の管理などを行っている地域があるのか	浜田自治区の長見町や美川西地区などは、集落で餌の補充や点検等の管理を行っています。	
17	柳楽真智子	(3)	有害鳥獣被害(イノシシ、クマ、アライグマ等)	鳥獣被害の推移と防護網・柵の設置状況の推移	鳥獣による農作物被害額は、 H28: 5,934千円 H29: 8,634千円 H30: 6,851千円。 防護柵の設置状況は別添資料「No.12」のとおり。	
18	永見利久	(3)	有害鳥獣被害(イノシシ、クマ、アライグマ等)	獣種の被害対策について	各種有害獣は、捕獲と防御の両輪による被害対策に努め、効果的な防御としては、イノシシに対する防護柵の設置や忌避剤の活用、クマに対しては、放置果樹等の誘因物の除去等を実施しています。	
19	布施賢司	(3)	有害鳥獣被害(イノシシ、クマ、アライグマ等)	鳥獣被害対策としてICT活用機器は	捕獲檻にセンサーカメラを設置し、獣が檻に近づくと関係者にメール配信し、扉の操作を携帯電話で行うことができます。美川西地区でH28～30年度に試験的に設置。捕獲実績はイノシシ1頭。	
20	布施賢司	(3)	有害鳥獣被害(イノシシ、クマ、アライグマ等)	狩猟免許を保有する人数と平均年齢、取得するための試験や講習会、費用は	別添資料のとおり	
21	布施賢司	(3)	有害鳥獣被害(イノシシ、クマ、アライグマ等)	出雲ジビエ工房の取組状況	別添資料のとおり	
22	布施賢司	(3)	有害鳥獣被害(イノシシ、クマ、アライグマ等)	飯南町の集落営農組織で取り組む地域ぐるみの鳥獣被害防止対策とは	集落営農組織が鳥獣対策の担い手として取り組んでいます。(研修会の開催、被害マップの作成等)	
23	田畑敬二	(4)	農林道の危険木・支障木の撤去等	過去年間の農林道の危険木・支障木の撤去実績及び今後の見込み	別添資料のとおり	
24	上野 茂	(4)	農林道の危険木・支障木の撤去等	事故等の状況	危険木・支障木に起因する事故の発生は把握しておりません。	

中山間地域の抱える諸課題について 3「農林地の維持管理対策、耕作放棄・鳥獣被害防止対策」についての意見交換資料

小番号	委員名	中テーマ番号	中テーマ	資料要望の内容	回答	備考
25	上野 茂	(4)	農林道の危険木・支障木の撤去等	撤去後の木の活用状況	伐採後の枝・木については、地元で処分をお願いしており、伐採木全ての活用状況は把握しておりません。 過去に「椎茸の原木」・「薪」などに利用したいとの問い合わせがあり、伐採木を提供した例はあります。	
26	田畑敬二	(5)	耕作放棄地対策	過去10年間の耕作放棄地の推移	別添資料のとおり	
27	田畑敬二	(5)	耕作放棄地対策	耕作面積と耕作放棄地の率	別添資料「No.26」のとおり	
28	田畑敬二	(5)	耕作放棄地対策	耕作見込みの放棄地	令和元年度では、市内の農外企業が新たに農業進出し、13筆84aの耕作放棄地を借り受け、令和2年度から試験的に水稲作付を行う予定です。 しかし、耕作放棄地の多くは日照、用水、道など耕作条件に何らかの問題を抱えているものが多く、専門的な農家による農地利用を検討する場合には慎重な対応が必要と考えています。	
29	上野 茂	(5)	耕作放棄地対策	過去3年状況	「26」に記載	
30	柳楽真智子	(5)	耕作放棄地対策	浜田市での耕作放棄地活用の成功事例	農地利用) 国分町：新規就農者有機野菜栽培 金城町久佐：新規就農者大粒ぶどう栽培 など 転用事例) 近隣事業者等の転用活用 太陽光発電施設への転用 別添資料のとおり	
31	柳楽真智子	(5)	耕作放棄地対策	他市での成功事例	別添資料「No.30」のとおり	
32	川上幾雄	(5)	耕作放棄地対策	耕作放棄地と中山間地直接支払協定、農地水協定を一枚の図で表示	別添資料のとおり（参考）	
33	永見利久	(5)	耕作放棄地対策	耕作放棄地の増加要因について	耕作条件(日照、用水、土壌、面積、形状、道)の悪さ 農作物の価格低迷 農業者数の減少・農業者の高齢化 農業用機械の高額化・大型化	
34	永見利久	(5)	耕作放棄地対策	耕作放棄地の不在地主の状況と対策について	耕作放棄地と不在地主の状況については、把握していませんが、遊休農地の所有者等に対する意向調査を実施した結果、所有者が分からない遊休農地については、公示手続等を経て、農地中間管理機構が農地中間管理権を取得できる制度があります。	
35	布施賢司	(5)	耕作放棄地対策	耕作放棄地の面積、耕作放棄地と遊休農地や荒廃農地との違いは	別添資料のとおり 面積は、「27」に記載	

中山間地域の抱える諸課題について 3「農林地の維持管理対策、耕作放棄・鳥獣被害防止対策」についての意見交換資料

小番号	委員名	中テーマ 番号	中テーマ	資料要望の内容	回答	備考
36	布施賢司	(5)	耕作放棄地対策	耕作放棄地再生によるビジネスの事例	「30」「31」に記載	
37	田畑敬二	(6)	山林の不在地主の増加	農地・山林を含む相続不能な面積（可能であれば）	浜田市の森林面積は55,995ha、地目が山林・保安林の筆数は約15万筆あります。そのなかで、相続をしても登記がされなかったり、相続放棄されても放置されている山林が多数あります。そのため正確な所有者を把握することができず、不在地主がどれほどいるか不明です。	
38	上野 茂	(6)	山林の不在地主の増加	浜田市が把握しているここ5年面積		
39	川上幾雄	(6)	山林の不在地主の増加	山林不在者地主の地域別数（小字程度）		
40	田畑敬二	(7)	集落営農の再編（組織運営や共同購入した機械の維持管理の限界）	集落営農の数（自治区別）	浜田:5組織 金城:9組織 旭:2組織 弥栄:14組織 三隅:5組織	
41	田畑敬二	(7)	集落営農の再編（組織運営や共同購入した機械の維持管理の限界）	組織が共同購入した農業機械に対する補助金額（過去10年間）	H26:2件、 1,506千円 H27:1件、 396千円 H28:6件、 7,220千円 H29:3件、 9,293千円 H30:6件、 27,513千円	
42	田畑敬二	(7)	集落営農の再編（組織運営や共同購入した機械の維持管理の限界）	組織設立後の課題及び組織の平均年齢	組織の構成員の高齢化に伴い、後継者となる人材の確保やオペレーター等の従業員の確保。機械更新費用の確保。各組織の構成員まで把握できていないため、平均年齢は不明です。	
43	上野 茂	(7)	集落営農の再編（組織運営や共同購入した機械の維持管理の限界）	組織の現状・解散など・活動状況	現在の状況:別添資料資料「No.7」のとおり 解散はありません。 活動状況:主に水稻栽培を中心にしています。	
44	飛野弘二	(7)	集落営農の再編（組織運営や共同購入した機械の維持管理の限界）	集落営農数の推移（5～10年）と今後の課題	現在35組織 増加数 H26:2組織 H27:2組織 H28:0組織 H29:0組織 H30:1組織	
45	永見利久	(7)	集落営農の再編（組織運営や共同購入した機械の維持管理の限界）	集落営農組織の設立状況について	同上	

令和元年度

【国からの支援状況】※国庫補助事業のみ記載

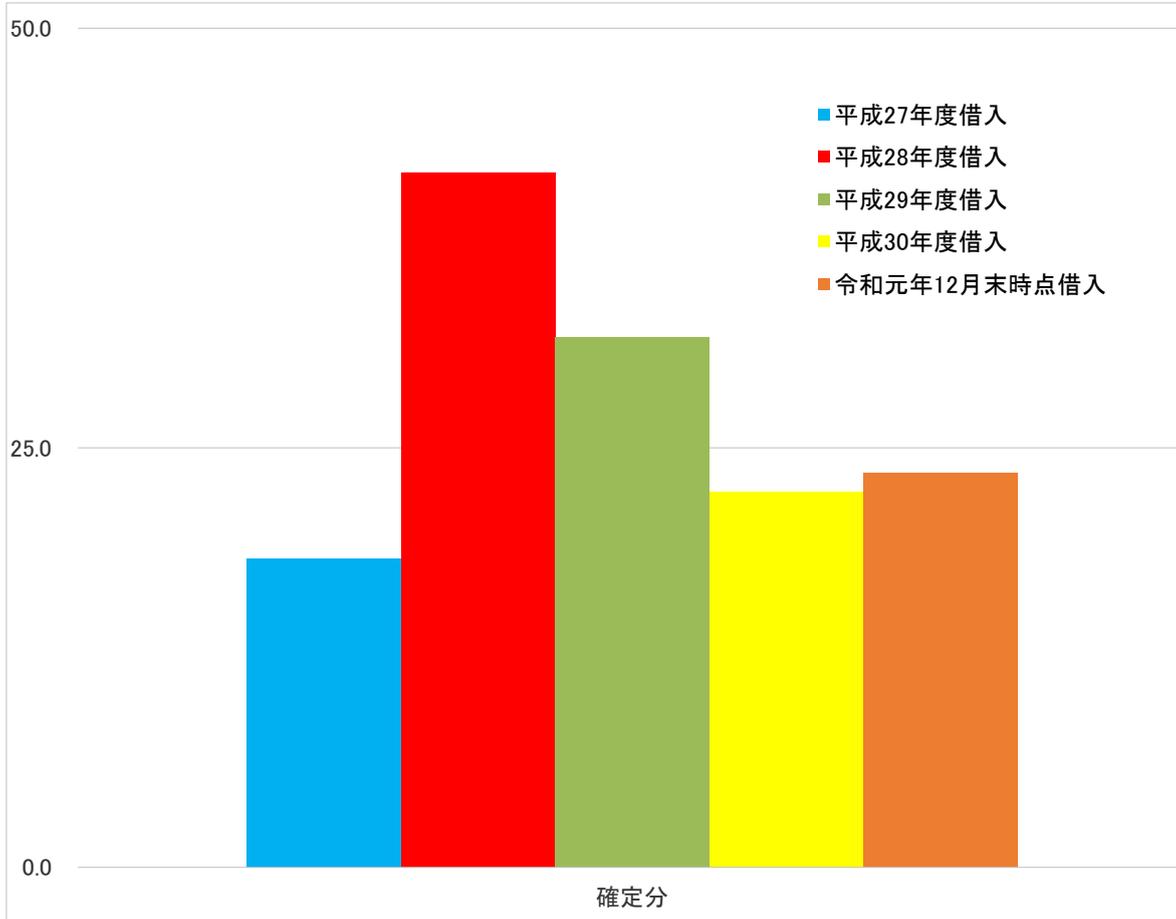
※12月補正後予算額

千円

	予算科目	事業名	事業費	内訳			
				国費	市費	県費	その他
1	農業振興費	中山間地域等直接支払事業	204,195	103,316	50,505	50,374	0
2	農業振興費	ふるさと農業研修生育成事業	10,553				10,553
3	農業振興費	農業再生協議会事業	4,747	4,747			0
4	農業振興費	有害鳥獣緊急対策事業	7,740	7,240	500		0
5	農業振興費	産地パワーアップ事業 (ぶどうリースハウス建設に係る資材費及び2重被覆導入) 事業名：「元気な浜田」農産物振興プロジェクト	38,580	17,691			20,889
6	農業振興費	農地中間管理事業	7,224	520	190	4,338	2,176
7	農業振興費	強い農業・担い手総合支援交付金事業 (JAしまねいわみ中央地区本部総合集出荷施設) 事業名：農業拠点施設整備補助事業	36,402	16,546			19,856
8	農業振興費	多面的機能支払交付金事業	87,756	43,878	21,939	21,939	0
9	農業振興費	環境保全型農業直接支払交付金事業	2,927	1,464	732	732	0
10	農業振興費	農業次世代人材投資事業	6,000	6,000			0
11	土地改良事業費	中山間地域総合整備事業（浜田東部）	75,000				75,000
12	土地改良事業費	農業基盤整備促進事業	20,250	11,000	250	3,000	6,000
13	土地改良事業費	農地耕作条件改善事業	10,270	5,500	270	1,500	3,000
14	土地改良事業費	農業水路等長寿命化防災減災事業	40,700	22,000	320	12,400	5,980
15	林業振興費	森林整備地域活動支援事業	6,300	3,150	1,575	1,575	0
16	公有林整備事業費	公有林整備事業	16,035	4,490	4,953	3,807	2,785
17	林道維持費	林道長寿命化計画策定事業	8,200	4,100	4,100		0
18	林業振興費	豊かな森づくり推進事業	25,124	21,196			3,928
19		鳥獣被害防止総合対策事業	4,300	4,300			0
		<b>合計</b>	612,304	277,138	85,334	99,665	150,167

# 借入状況

農地中間管理権取得状況(令和元年12月末時点)

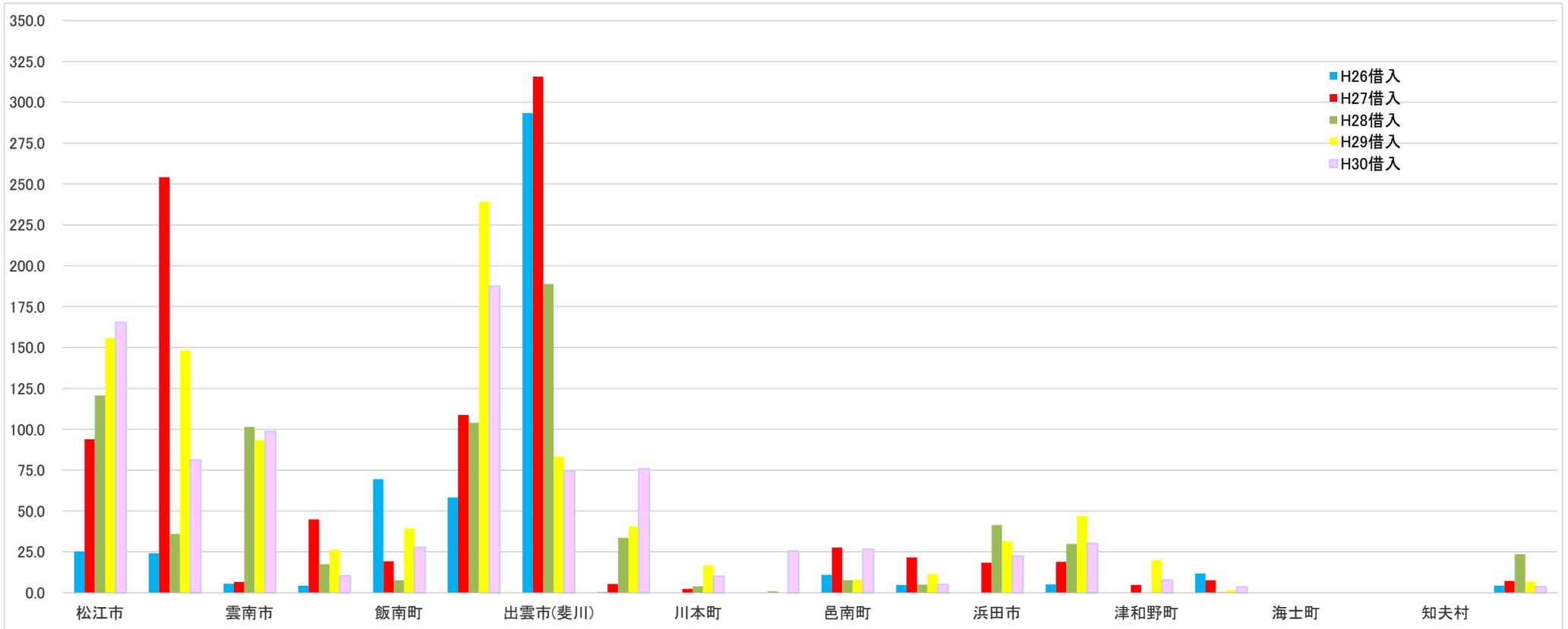


	確定分	見込分	計	
平成27年度借入	18.4		18.4	ha
平成28年度借入	41.4		41.4	ha
平成29年度借入	31.6		31.6	ha
平成30年度借入	22.4		22.4	ha
令和元年12月末時点借入	23.5	23	46.5	ha
		合計	160.3	ha

# 借入状況

農地中間管理権取得状況(H30年度末時点)

NO.03



市町村名	松江市	安来市	雲南市	奥出雲町	飯南町	出雲市(出雲)	出雲市(斐川)	大田市	川本町	美郷町	邑南町	江津市	浜田市	益田市	津和野町	吉賀町	海士町	西ノ島町	知夫村	隠岐の島町	計
H26借入	25.2	24.1	5.5	4.3	69.4	58.3	293.3	0.4	0.0	0.0	11.0	4.7	0.0	5.2	0.0	11.8	0.0	0.0	0.0	4.4	517.6
H27借入	93.8	254.2	6.6	44.8	19.2	108.7	315.6	5.4	2.3	0.0	27.7	21.6	18.4	19.0	4.8	7.7	0.0	0.0	0.0	7.2	957.0
H28借入	120.7	35.9	101.4	17.5	7.7	103.9	188.8	33.5	4.0	0.9	7.6	5.0	41.4	29.9	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	23.6	722.1
H29借入	155.7	148.2	93.3	26.2	39.3	239.1	83.3	40.6	16.7	0.0	7.9	11.4	31.6	46.8	20.0	1.7	0.0	0.0	0.0	6.7	968.5
H30借入	165.3	81.1	98.7	10.3	27.9	187.5	74.4	75.8	10.0	25.5	26.5	5	22.4	30.1	7.8	3.6	0	0	0	3.7	855.6

## 2.3 農地集積・集約化に対する協力金

機構を活用した担い手への農地集積・集約化を加速することを目的として、農地の出し手への支援「機構集積協力金交付事業（国庫）」と農地の受け手への支援「担い手集積支援金交付事業（県単）」が用意されている。

### 2.3.1 機構集積協力金交付事業【国庫事業】

地域における話し合い（人・農地プラン）に基づき機構にまとまった農地を貸し付けた地域や、農地を貸し付けて担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手を支援

対象農地は、**農業振興地域の区域内の農地であることに留意**

#### 地域集積協力金

##### 【交付対象地域】

以下の要件を満たす「地域」

- ・ 同一市町村内の一定区域であり、全域が同一の人・農地プランのエリアに含まれていること（区域の外縁が明確である場合に限る）
- ・ 以下のいずれかに該当するものであること
  - ア 農業集落、大字又は学区等、人・農地プランの作成・実行のための実質上の話し合いの単位となっているもの
  - イ アによりがたい場合には10ha以上のまとまりのある農地で人・農地プランの作成・実行のための実質上の話し合いの単位となっているもの
- ・ 人・農地プランが実質化されていること（令和元年度及び令和2年度に限り、工程表の公表で可）等

##### (1)集積・集約化タイプ

機構を活用して担い手への農地集積・集約化に取り組む地域を支援

##### 【交付要件】

- ① 交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること
- ② 貸付期間が6年未満の農地は交付対象外
- ③ 農林統計上用いられている地域区分（旧市町村別）及び機構の活用率に応じて、交付単価が変動
  - ※中間農業地域と山間農業地域に該当し、中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画に位置づけられている地域は「中山間地域」、それ以外の地域は「一般地域」

##### 【交付単価】

機構の活用率		交付単価
一般地域	中山間地域	
20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
70%超	30%超50%以下	2.2万円/10a
	50%超	2.8万円/10a

○機構の活用率＝当該年度の貸付面積／地域の農地面積（前年度までの貸付面積除く）

○交付対象面積＝対象期間内の貸付面積－再貸付面積－貸付期間6年未満の農地面積

##### (2)集約化タイプ

担い手同士の耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域を支援

##### 【交付要件・交付単価】

以下の要件を満たす「地域」

- ・ 地域の農地面積に占める担い手の1ha以上（中山間地及び樹園地については0.5ha以上）の団地面積の割合が20%以上増加すること
- ・ すでに担い手の1ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域において、担い手の1団地あたりの平均農地面積が1.5倍以上となること

機構の活用率	交付単価
40%超70%以下	0.5万円/10a
70%超	1.0万円/10a

経営転換協力金

【交付対象者】

- ① 農業部門の減少により経営転換する農業者
- ② リタイアする農業者
- ③ 農地の相続人で農業経営を行わない者

「自作地」:

機構に貸し付けた日の1年前の時点から、所有権に基づき、自ら継続して耕作又は適正な管理（他者への農作業委託を含む）を行っていた農地

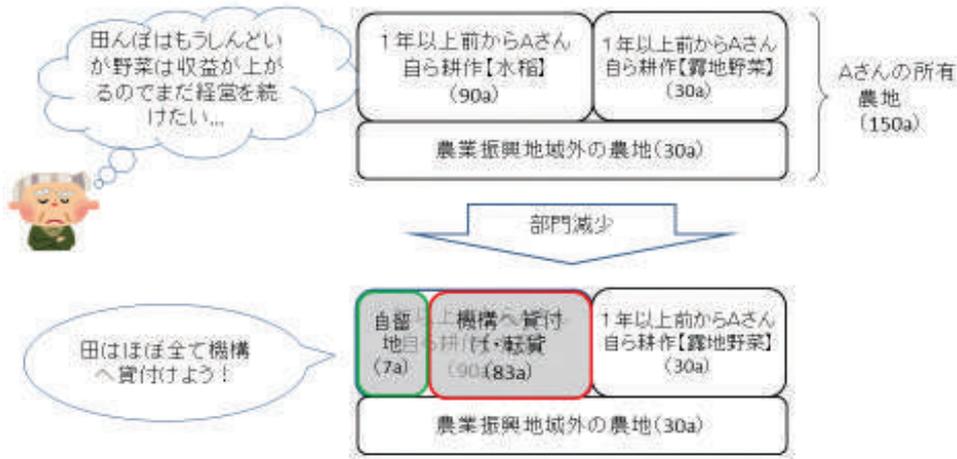
【交付要件】

- ・ 全ての自作地を10年以上機構に貸し付け、かつ、12月末までに農地が機構から受け手に貸し付けられることが必要
- ・ 遊休農地の所有者はこれを解消するか、機構への貸付けの意思を文書で表明する必要 等

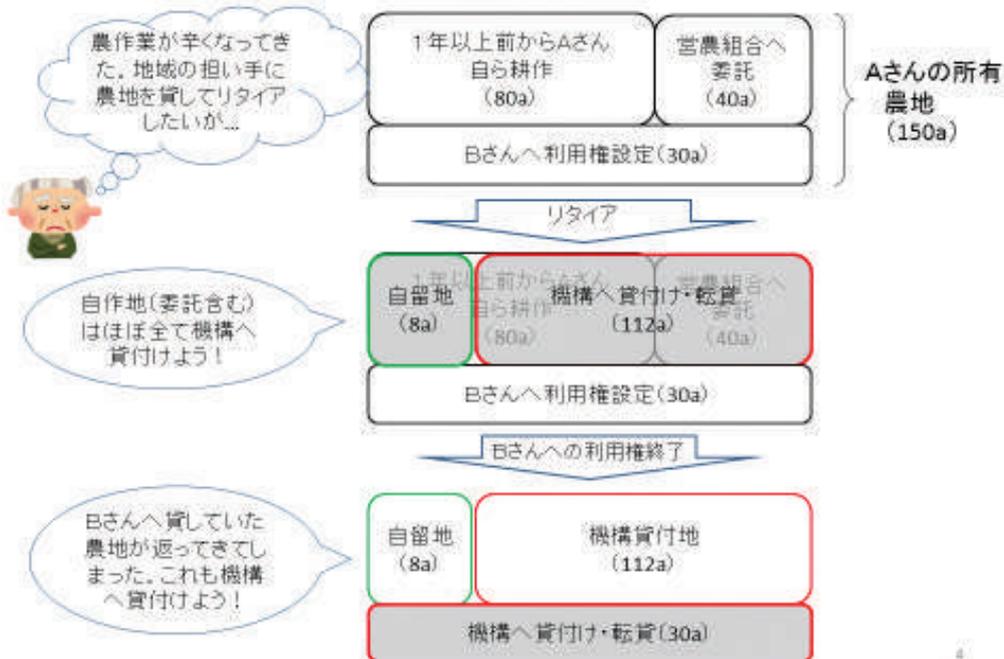
【交付単価】

1.5万円/10a（1人当たり上限50万円）

経営転換協力金の活用イメージ①（部門減少）



経営転換協力金の活用イメージ②（リタイア）



## 2.3.2 担い手集積支援金交付事業【県単事業】

地域における話し合い（人・農地プラン）に基づき機構からまとまった農地を借り入れる認定農業者や、担い手不在地域の農地を借り入れる認定農業者など農地の受け手を支援

事業実施地域は、[地域振興5法指定地域](#)であることに留意

対象農地は、[農業振興地域の区域内の農地](#)であることに留意

### (1) 農地をまとめて借り入れる認定農業者への支援

#### 【交付対象地域】

以下の要件を満たす「地域」

- ・ 同一市町村内の一定区域であり、全域が同一の人・農地プランのエリアに含まれていること（区域の外縁が明確である場合に限る）
- ・ 以下のいずれかに該当するものであること
  - ア 農業集落、大字又は学校区等、人・農地プランの作成・実行のための実質上の話し合いの単位となっているもの
  - イ アによりがたい場合には10ha以上のまとまりのある農地で人・農地プランの作成・実行のための実質上の話し合いの単位となっているもの
- ・ 人・農地プランが実質化されていること（令和元年度及び令和2年度に限り、工程表の公表で可）等

#### 【交付対象者】

農地をまとめて借り入れる認定農業者（集落営農法人を除く）、担い手による広域連携組織等

#### 【交付要件】

- ① 機構を通じて新規に6年以上の利用権設定をする農地であること
- ② 新たに集積・集約化する面積の合計が概ね1ha以上であること

#### 【交付額】

1 経営体あたり2.0万円/10a

### (2) 担い手不在地域の農地を借り入れた担い手への支援

#### 【交付対象者】

農地をまとめて借り入れる認定農業者、認定新規就農者、集落営農法人等

#### 【交付要件】

- ① 機構を通じて新規に6年以上の利用権設定をする農地であること
- ② 集積農地までの移動距離が概ね5km以上であること
- ③ 新たに集積・集約化する面積の合計が概ね1ha以上であること

#### 【交付額】

1 経営体あたり1.5万円/10a

#### (1) の活用イメージ



↓ 地域での合意形成  
受け手への支援



#### (2) の活用イメージ



↓ 遠距離耕作する場合の  
掛かり増し経費を支援



改正

平成28年12月28日告示第206号

平成29年3月29日告示第49号

浜田市農業振興基金事業補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この告示は、中山間地域の特性を活かした農産物の生産又は販売に取り組む農業者等に対し、その生産等に要する費用の一部を補助することにより、地域の農業を担う農業者等の育成確保を図るとともに、当該農業者等を中心とした集落ぐるみの地域農業の維持発展を促進し、もって農業を核とした地域振興に資することを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象事業)

**第2条** 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) サポート経営体等育成支援事業
- (2) 畦畔等除草省力化促進事業
- (3) 農産物流通改善事業
- (4) 原木椎茸生産振興事業
- (5) 農業経営体育成支援事業
- (6) 土地利用型作物転作推進事業
- (7) 担い手規模拡大支援事業
- (8) 獣肉処理加工施設運営補助事業
- (9) 農業基盤整備事業

(補助対象者等)

**第3条** 補助対象者、補助要件及び補助金額等は、別表に掲げるとおりとし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(交付申請等の手続の特例)

**第4条** 第2条第6号に規定する事業に係る交付申請等の手続は、浜田市農業再生協議会が補助対象者からその委任（補助金の受領の権限の委任を含む。）を受けて行うものとする。

(交付申請)

**第5条** 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、農業振興基金事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請のうち、第2条第3号及び第8号に規定する事業に係るものについては、1年度当たり1回を限り、かつ、第2条第3号に規定する事業に係るものにあつては通算して3回を限り、第2条第8号に規定する事業に係るものにあつては通算して4回を限りすることができる。

(交付決定)

**第6条** 市長は、前条第1項に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、農業振興基金事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

**第7条** 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農業振興基金事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

（1） 補助金等に要する予算を変更しようとするとき。

（2） 補助事業等の内容を変更しようとするとき。

（3） 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、当該補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 第5条第1項及び第6条の規定は、第1項の規定による承認をする場合について準用する。

（実績報告）

**第8条** 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに農業振興基金事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 事業実績書

（2） 収支決算書

（3） 補助事業の経過又は成果を証する書類、写真等

（4） その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定等）

**第9条** 市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、農業振興基金事業補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）

**第10条** 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、農業振興基金事業補助金交付請求書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

**第11条** 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずることができる。

（1） 補助要件に違反することとなった場合

（2） 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合

2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める事由に該当した場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずることができる。

（1） 第2条第2号に規定する事業のうち畦畔除草吹付準備事業 当該事業を実施した翌年度において同号に規定する事業のうち畦畔除草対策事業を実施しなかった場合

(2) 第2条第7号に規定する事業 利用権（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第4条第4項第1号の利用権及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第5項第1号の賃借権又は使用貸借による権利をいう。以下同じ。）の設定の終了の日又は開始の日から5年を経過する日のいずれか早い日までに当該利用権の設定を解約した場合（次に掲げる場合を除く。）

ア 災害等による農用地の崩壊に伴う場合

イ 公共の用に供するための買収に伴う場合

ウ 補助事業者の法人化又は名称の変更等に伴う場合

エ 農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）による利用権の設定に伴う場合

オ 借受者（農用地の利用権設定を受ける者をいう。以下同じ。）の死亡に伴う場合

カ その他借受者の責めに帰さない解約の場合

（その他）

**第12条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定により補助金の交付決定がなされた補助金については、同日後も、なおその効力を有する。

**附 則**（平成28年12月28日告示第206号）

この告示は、平成28年12月28日から施行し、改正後の浜田市農業振興基金事業補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

**附 則**（平成29年3月29日告示第49号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

**別表**（第3条関係）

種類	補助対象者	補助要件	補助金額等
1 サポート経営体等育成支援事業	1 サポート経営体 2 特定農業法人 3 集落営農組織 4 複数の集落営農組織で組織する団体 5 特定作物生産組合 6 新規就農者 7 サポート経営体と2ha以上の農作業の受託契約を締結している者	1 当該年度において国又は県の農林業関係の補助事業（以下この項において「国県補助事業」という。）の採択を受けていること。 2 市税を滞納していないこと（個人で申請する場合に限る。）。	当該年度において国県補助事業により補助の対象となった施設又は機械の整備に要する経費の1/3以内（国県補助事業による補助と合わせて2/3以内を限度とする。）の額
2 畦畔等除草対策準備事業	1 自治会等地域住民で組織する団体 2 集落営農組織	1 緑化施工予定面積が5a以上であること。 2 当該土地所有者の承	畦畔等除草対策事業の事前準備を実施するために必要

等 除 草 省 力 化 促 進 事 業		3 複数の集落営農組織 で組織する団体	<p>諾を得ていること。</p> <p>3 補助の交付を受けた年度の翌年度において、畦畔除草対策事業を実施するものであること。</p> <p>4 当該事業に対し、国又は県から他の同種の補助金等の交付を受けていないこと。</p>	と認められる経費の2/3以内の額（限度額20万円。ただし、10a当たり2万円を限度とする。）
	畦畔等除草対策事業		<p>1 緑化施工面積が5a以上であること。</p> <p>2 当該土地所有者の承諾を得ていること。</p> <p>3 当該事業に対し、国又は県から他の同種の補助金等の交付を受けていないこと。</p>	<p>1 農用地の畦畔の緑化施工 1m<sup>2</sup>当たり150円</p> <p>2 農用地に接続する道路等の法面の緑化施工 1m<sup>2</sup>当たり220円 (限度額150万円)</p>
3 農産物流通改善事業	<p>1 自治会等地域住民で組織する団体</p> <p>2 集落営農組織</p> <p>3 複数の集落営農組織で組織する団体</p> <p>4 5戸以上の農業者で組織する団体</p>	<p>1 地域で生産された農産物の集荷並びに産直市及び飲食店等の販売先への出荷（以下この項において「集出荷」という。）を定期的に行っていること。</p> <p>2 当該事業に対し、他の同種の補助金等の交付を受けてないこと。</p>	集出荷に利用する車両の燃料費、人件費その他集出荷の運営に必要と認められる経費相当額（限度額25万円。ただし、補助対象期間が12か月に満たないときは、月割りによって計算した額）	
4 原木椎茸生産振興事業	いわみ中央原木椎茸生産組合	<p>1 当該組合に所属する農業者に対し、次に掲げる額を差し引いて販売すること。</p> <p>(1) 市内産のほだ木販売額の1/2以内の額</p> <p>(2) 市外産のほだ木販売額の1/3以内の額</p> <p>2 当該事業に対し、他の同種の補助金等の交付を受けていないこと。</p>	当該差し引いて販売した額相当額	

5	農業用機械等整備事業	<p>1 経営耕地面積が次の各号のいずれかに該当する農業者</p> <p>(1) 水稻 20 a 以上</p> <p>(2) 野菜 5 a 以上</p> <p>(3) 果樹 5 a 以上</p> <p>2 農産物の出荷の実績を有している者</p>	<p>1 農産物の生産又は販売に取り組んでいること。</p> <p>2 補助の対象となる経費が1万円以上であること。</p> <p>3 市税を滞納していないこと。</p> <p>4 当該事業に対し、他の同種の補助金等の交付を受けていないこと。</p>	<p>農業用機械、農業用施設、かん水施設、防風施設等の整備に必要と認められる経費の1/2以内の額(限度額5万円)</p>
	販路拡大事業			<p>パッケージ等に使用するデザイン委託費、デザイン購入費、専門家謝金、試作費、資料購入費及びその他市長が必要と認める経費の1/2以内の額(限度額5万円)</p>
6	土地利用型作物転作推進事業	農業者	<p>大豆を耕作している農用地につき、経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)IVの第1の1の(2)の③に規定する面積割による畑作物の直接支払交付金又は同通知IVの第2に規定する水田活用の直接支払交付金の交付を受けていること。</p>	<p>市内に存する農用地における大豆の耕作面積10a当たり5,000円</p>
7	担い手規模拡大支援事業	<p>農地所有者代理事業又は農地中間管理事業を活用して利用権を設定した農用地の借受者</p>	<p>1 市又は農地中間管理機構が実施する事業を活用して利用権を設定した農用地であること。</p> <p>2 1区画(一体となつて農業の用に供することができる農用地の範囲をいう。)の面積が5a以上の農用地であること。</p> <p>3 補助金の交付を受ける年度の前年度の3月1日から当該補助金の</p>	<p>1 新規利用権設定</p> <p>(1) 3年以上5年未満 10a当たり1万円</p> <p>(2) 5年以上10a当たり2万円 <u>(ただし、県が実施する担い手集積支援金交付事業の対象となる</u></p>

		<p>交付を受ける年度の2月末日までに、基盤強化法第19条の規定により公告された農用地利用集積計画に掲げられた農用地であること。</p> <p>4 3年以上の存続期間を有する利用権を設定した農用地であること。</p> <p>5 当該利用権を設定した後の経営耕地面積が1ha以上であること。</p> <p>6 利用権を設定した農用地の全てを効率的に管理すること。</p> <p>7 世帯員の間での利用権の設定でないこと。</p> <p>8 市税を滞納していないこと。</p> <p>9 当該事業に対し、他の同種の補助金等の交付を受けていないこと。</p>	<p><u>場合は、10a当たり1万円)</u></p> <p>2 更新利用権設定</p> <p>(1) 3年以上5年未満 10a当たり5,000円</p> <p>(2) 5年以上10a当たり1万円 <u>(ただし、県が実施する担い手集積支援金交付事業の対象となる場合は、10a当たり5,000円)</u></p>
8 獣肉処理加工施設運営補助事業	浜田市有害鳥獣捕獲対策協議会の構成員である鳥獣加工処理団体	当該事業に対し、他の同種の補助金等の交付を受けていないこと。	獣肉処理加工施設の光熱水費等当該施設の運営に必要なと認められる経費相当額(限度額90万円。ただし、補助対象期間が12か月に満たないときは、月割りによって計算した額)
9 農業基盤整備事業	<p>1 農業者</p> <p>2 特定農業法人</p> <p>3 集落営農組織</p> <p>4 農業用施設を管理する者又は団体</p>	<p>1 当該年度において国の農業基盤整備関係の補助事業(市長が別に定める事業に限る。以下この項において「国補助事業」という。)の採択を受けていること。</p> <p>2 当該事業に対し、他の同種の補助金等の交付を受けていないこと。</p> <p>3 市税を滞納していな</p>	<p>1 農道整備事業 当該年度において国補助事業の対象となった事業に要する経費から国及び県の補助金の額を控除した額</p> <p>2 農道整備事業以外の整備事業(畦畔改良事業</p>

		いこと(個人で申請する場合に限る。)	を除く。) 当該年度において国補助事業の対象となった事業に要する経費から国及び県の補助金の額並びに当該事業に要する経費の5%に相当する額を控除した額
--	--	--------------------	--

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 市内において農畜産業生産活動を営むものをいう。
- (2) サポート経営体 複数の集落の人・農地プラン(人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知)別記1の第1に規定する人・農地プランをいう。)において中心経営体に位置付けられた者のうち、市長が適当と認めるものをいう。
- (3) 特定農業法人 基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。
- (4) 集落営農組織 集落を単位として農業生産過程における全部又は一部についての共同化又は統一化に関する合意の下に組織される任意の団体をいう。
- (5) 特定作物生産組合 特定作物(大豆、キャベツ、あすっこ、アスパラガスその他の市長が認める作物をいう。)を振興するために農業者等で組織された団体をいう。
- (6) 新規就農者 次に掲げる者をいう。
  - ア 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第102号)第4条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第2号)第4条第1項の認定を受けた者のうち、農業経営を開始して5年以内であるもの
  - イ 基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者のうち、農業経営を開始して5年以内であるもの
  - ウ 新規就農者等育成確保推進事業費補助金交付要綱(平成27年3月19日付け農第1676号)別記(3)第4の規定により市長の認定を受けた者のうち、農業経営を開始して3年以内であるもの
- (7) 自治会等 自治会又は行政区として一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき形成される団体をいう。
- (8) 緑化施工 カバープランツ(地表面を低く覆い、雑草の繁茂を抑制する効果がある植物をいう。)の種子を畦畔等に吹き付けることをいう。
- (9) 経営耕地面積 次に掲げる農用地のうち、現に耕作しているものの面積の合計の面積をいう。
  - ア 所有し、又は利用権を取得している農用地
  - イ 基幹的な農作業の受託契約が締結されている農用地

- (10) 農地所有者代理事業 基盤強化法第4条第3項第1号イに規定する農地所有者代理事業をいう。
- (11) 農地中間管理機構 農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。
- (12) 新規利用権設定 新たに農用地の利用権を設定することをいい、次に掲げる要件を満たすものをいう。
- ア 当該農用地について、過去に利用権の設定を受けていた者に対して再び利用権を設定するものでないこと。
- イ 集落営農組織又は特定農業法人の構成員又はその世帯員が、当該組織の構成員に対して行う利用権の設定（集落営農組織又は特定農業法人を新たに設立した際に最初に行う利用権の設定を除く。）でないこと。
- ウ 農業を営む法人を単独で設立する者又はその世帯員が当該法人に対して行う利用権の設定でないこと。
- (13) 更新利用権設定 新規利用権設定以外の利用権の設定をいう。
- 2 人件費（第2条第3号に規定する事業に係るものを除く。）及び資材等の配送料は補助の対象としない。
- 3 補助金額に1,000円未満（第2条第2号、第4号及び第6号に規定する事業に係るものにあつては、100円未満）の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

)  
様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住所  
氏名 ⑩

### 農業振興基金事業補助金交付申請書

年度において、農業振興基金事業補助金の交付を受けたいので、  
下記のとおり浜田市農業振興基金事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定に  
より申請します。

(なお、補助金の交付決定に際して市長が私の市税の納付状況について調査  
することに同意します。)

#### 記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金交付申請額 円
- 3 事業実施期間
- 4 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) その他

様式第 2 号 (第 6 条関係)

指 令 番 号  
年 月 日

様

浜田市長



農業振興基金事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました農業振興基金事業補助金の交付について、下記のとおり決定（却下）しましたので、浜田市農業振興基金事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金交付決定額 円

3 交付条件

（却下理由）

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住所  
氏名

㊞

農業振興基金事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け浜田市指令 第 号をもって交付決定のあった農業振興基金事業について、下記のとおり変更したいので、浜田市農業振興基金事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1 補助事業の名称

2 変更の理由

3 添付書類

様式第4号（第8条関係）

浜田市長 様

申請者 住所  
氏名

印

農業振興基金事業実績報告書

年 月 日付け浜田市指令 第 号をもって、交付決定のあった農業振興基金事業の実績について、下記のとおり浜田市農業振興基金事業補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の実施期間
- 3 補助事業の経費精算額 円
- 4 補助金の交付決定通知額 円
- 5 補助事業の経過及び内容
- 6 添付書類
  - (1) 事業実績書
  - (2) 収支決算書
  - (3) 補助事業の経過又は成果を証する書類、写真等
  - (4) その他

指 令 番 号  
年 月 日

様

浜田市長



農業振興基金事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました農業振興基金事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、浜田市農業振興基金事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

- |   |                     |   |
|---|---------------------|---|
| 1 | 補助事業の名称             |   |
| 2 | 補助金の交付決定通知額         | 円 |
| 3 | 補助事業の対象経費の精算額       | 円 |
| 4 | 補助金の交付確定額           | 円 |
|   | (交付決定通知額) - (交付確定額) | 円 |

様式第 6 号（第 10 条関係）



1 ふるさと農業研修生の状況

現在の状況（平成31年3月31日時点）

NO. 04

（単位：人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	合計
ふるさと農業研修生数	5	4	3	6	6	6	7	2	5	1		45
修了者数	5	4	3	5	6	5	6	1	4	1		40
①自営就農数	1	1	1	0	1	0	1	0	2	0		7
②兼業就農数（半農半X）	0	0	1	1	2	2	1	0	0	0		7
③雇用就農数	0	0	0	2	0	1	0	1	1	0		5
就農者数 ①～③合計	1	1	2	3	3	3	2	1	3	0	0	19
定住者数	1	0	0	1	1	1	1	0	0	1		6
中止者数	0	0	0	1	0	1	1	1	1	0		5

※定住者数は、研修終了後就農に至らず、浜田市へ定住された方の数

（単位：人）

指標	割合		自営	兼業	雇用
研修を修了する割合	88.89%				
研修生が就農する割合	42.22%	内訳 ⇒	15.56%	15.56%	11.11%
修了者のうち就農する割合	47.50%	内訳 ⇒	17.50%	17.50%	12.50%
修了者のうち浜田市へ定住する割合	62.50%				

自治区別	自営	兼業	雇用	定住	合計
浜田	0	1	2	3	6
金城	4	2	1	1	8
旭	2	1	0	0	3
弥栄	1	1	2	1	5
三隅	0	2	0	1	3
合計	7	7	5	6	25

人・農地プラン一覧表

平成31年3月20日現在

No. 6

自治区	地区	集落等	作成年月	プラン数	備考
浜田	田橋町	田橋町上・田橋町中・田橋町下	平成26年3月24日	5	水田面積 331.0ha 農家数 779
	浜田・石見	外の浦町・松原町・殿町・田町・琵琶町・朝日町・牛市町・天満町・錦町・紺屋町・新町・真光町・清水町・瀬戸見町・原町・高田町・京町・蛭子町・柴町・片庭町・港町・元浜町・大辻町・元浜町・大辻町・瀬戸ヶ島町・生湯町1～4・長沢町1～8・浅井町1～6・銀天街・黒川町1～8・相生町1～4・高佐町1～2・竹迫町・杉戸町1～3・河内町上中下・野原町1～3・原井町1～4・三階町1～7・長見町1～3・大長見ダム・後野町1～8・十文字原・佐野上下・美田・田原・宇津井・小山・千谷・桜ヶ丘	平成26年9月10日		
	長浜・周布・大麻	笠柄町・熱田町1～14・長浜町1～10・周布町1～6・日脚町1～9・津摩町1～5・治和町1～6・吉地町1～2・和田・大谷上下・力石東西・陽光台・西村1～2・折居	平成26年9月10日		
	美川	中場・牛谷・本郷下中上・松本・羽田・一の瀬・鍋石東中西・椋原・横山上西下・下内田1～3・奥猪伏・後面・前猪伏・中内田・上内田・羽原	平成26年9月10日		
	国府	唐鐘1～11・荒相上中下・天神・上条・三重・伊甘・三宅・久畑・下府1～8・国分1～3・久代1～3・宇野大尾谷・宇野南西東・大津・姉金・下有福西東	平成26年9月10日		
金城	久佐	東下久佐	平成25年3月15日	11	水田面積 530.4ha 農家数 599
	雲城	新開団地	平成25年3月15日		
	小国	田ノ原・小国郷・徳田上・徳田中・徳田下・柚根	平成26年3月24日		
	雲城	西	平成27年2月12日		
	雲城	吉留	平成27年2月12日		
	雲城	下長屋	平成27年2月12日		
	雲城	新開（新開団地除く）	平成27年2月12日		
	雲城	小笹	平成27年2月12日		
	雲城	大谷・東・下の原・今田・金田・上組・若林・元小笹・水上谷・伊木・青原	平成27年2月12日		
	今福	小松木・宇栗・浄光寺谷・新生・小原谷・山根原・久佐郷・下久佐・上長屋・元谷・二夕村・今福・岩塚・小瀬原・久佐川・皆合・美又・追原郷・大元・福原・植松・新原・越沢・入野	平成27年2月12日		
波佐	若生・西谷上・亀谷原・新井屋原・馬場・菅沢・弑手原・三栄・深笹・後山・東谷上・東谷下・登り谷・大井谷・郷	平成27年2月12日			
旭	丸原	岩地谷	平成25年3月15日	7	水田面積 360.3ha 農家数 453
	坂本	上ノ谷・四ノ戸・日南	平成25年8月30日		
	旭町 今市	草ノ谷・神代屋・加古屋・森谷・小谷城・新町・福屋・下城・栄・柳・小場田・御神本・寺廻り・丸原町・上城・高杉谷・後谷	平成26年9月10日		
	旭町 木田	木田1～8・山ノ内	平成26年9月10日		
	旭町 和田	下和田・大石谷・和田町・天津谷・上和田・柏尾谷・上重富・下重富・下本郷・上本郷・戸川	平成26年9月10日		
	旭町 都川	都川1～7	平成26年9月10日		
	旭町 市木	上来尾・中來尾・十通り・中郡・宮ノ地・早水・内ヶ原・貝崎・平松・越木	平成26年9月10日		
弥栄	門田	門田	平成24年11月20日	23	水田面積 273.8ha 農家数 230
	三里	小角	平成26年3月24日		
	三里	横谷	平成26年3月24日		
	長安本郷	本郷下	平成25年3月15日		
	高内	日高	平成26年3月24日		
	高内	西河内	平成26年3月24日		
	門田	青尾	平成26年3月24日		
	小坂	畑	平成26年3月24日		
	木都賀	塚の元	平成26年3月24日		
	木都賀	西の郷	平成26年3月24日		
	木都賀	仲三	平成26年3月24日		
	木都賀	小熊	平成26年3月24日		
	木都賀	熊の山	平成26年3月24日		
	稲代	稲代	平成26年3月24日		
	弥栄町 本郷下	本郷下	平成26年9月10日		
	弥栄町 程原	程原	平成26年9月10日		
	弥栄町 大坪	大坪	平成26年9月10日		
	弥栄町 小坂	小坂	平成26年9月10日		
	弥栄町 栃木	栃木	平成26年9月10日		
	弥栄町 山賀	山賀	平成26年9月10日		
弥栄町 大斉	大斉	平成26年9月10日			
弥栄町 野坂	野坂	平成26年9月10日			
弥栄町 田野原	田野原	平成26年9月10日			
三隅	井野	大谷	平成25年8月30日	13	水田面積 266.9ha 農家数 432
	井野	上今明	平成26年3月24日		
	井野	周布地	平成26年3月24日		
	河内	西方寺原・上河内・下河内	平成26年3月24日		
	三保（古市場）	下古市・上古市・中組・門殿	平成27年2月12日		
	三隅	森溝下	平成27年2月12日		
	三隅	岡崎	平成27年2月12日		
	黒沢	黒沢5区	平成27年2月12日		
	黒沢	黒沢6区・黒沢7区	平成27年2月12日		
	井野	東下今明・西下今明	平成27年2月12日		
	三隅・三保・岡見	松原東西・須津1区・須津3区・須津5区・青浦・大山・中山東西・郷・板ヶ峠・栃ノ木・床並・宮ヶ迫・西ノ谷東西・古湊西東・湊下町・湊セド町・湊上町・八曾・福浦西東・谷・梅ノ木原・郷・松柄・大辻・畑・海老谷・向野田・日野原・海石・森溝上・小野・三隅3区・三隅・用田橋・鹿子谷	平成26年9月10日		
	白砂	吉浦・今浦・東平原上下	平成26年9月10日		
	黒沢・井野	石浦・市場・久根郷・大口・上小原・下小原・諸谷・上室谷・下室谷・倉掛・本谷・東中芦谷・西中芦谷・下芦谷・黒沢1区～4区・黒沢6区・黒沢8区～10区	平成26年9月10日		

地域での話し合いに基づいて作成されたプラン  
単に中心経営体となる人材・組織の位置づけを行ったプラン

計 59

水田面積計  
1762.4ha  
農家数計  
2493

# 集落営農組織等一覧

No.7.43

## <集落営農組織>

No	区域	集落営農組織名	運営形態	設立年月	集落数	区域の集落名	経営内容
1	浜田	有福農作業受託組合	任意組織	H5. 3	3	下有福町東・西、大金町大津	水稲作業受託
2		農事組合法人美川西 (旧美川西農機具利用組合)	法人組織	H31.3	6	田橋町上・中・下、横山町上・下・西	水稲作業受託
3		(農)ふれあいファーム佐野	法人組織	H18. 12	1	佐野町上	水稲、大豆、
4		周布営農組合	任意組織	H27	1	日脚	水稲作業受託
5		田橋町中集落営農組合	任意組織	H17.12	1	田橋中	水稲作業受託
6	金城	(農)ひやころう波佐	法人組織	H19. 1	5	若生、西谷上、新井屋原、亀谷原、馬場	水稲、大豆、野菜、加工
7		深笹・後山営農組合	任意組織	—	1	深笹上	水稲作業受託
8		(農)伊木いき区田	法人組織	H20. 3	1	伊木	水稲、大豆、野菜
9		(農)てごの里おぐに	法人組織	H25. 11	4	柚根、徳田、小国郷、田ノ原	水稲、水稲作業受託、椎茸、野菜、加工
10		大元営農組合	任意組織	—	1	大元	水稲作業受託
11		西(2組)生産組合	任意組織	—	1	西	水稲作業受託
12		青原営農組合	任意組織	—	1	青原	水稲作業受託
13		田ノ原営農組合	任意組織	—	1	田ノ原	水稲作業受託
14		おたすけ本舗・宇栗営農組合	任意組織	H27. 3	1	宇栗	水稲機械共同利用
15	旭	重富営農組合	任意組織	H17.12	2	重富・下重富	大豆
16		農事組合法人さかもとのもと	法人組織	H31.2	1	坂本	水稲、野菜
17	弥栄	横谷農業生産組合	任意組織	H7. 3	1	横谷	水稲作業受託
18		(農)ハツラツ大坪 (旧大坪農業生産組合)	法人組織	H30. 2	1	大坪	水稲作業受託
19		日高農業生産組合	任意組織	H2. 6	1	日高	水稲作業受託、大豆
20		(農)ビゴル門田	法人組織	H11. 3	2	門田上・門田下	水稲
21		小坂農業生産組合	任意組織	H7.4	1	小坂	水稲作業受託
22		栃木農業生産組合	任意組織	H20.5	3	高坂谷・金岡・六歩谷	水稲作業受託、大豆
23		(農)きずなの里野坂	法人組織	H22. 3	2	下野坂・上野坂	水稲、大豆
24		(農)西の郷	法人組織	H18. 3	1	西之郷	水稲、大豆
25		(農)いなしろ	法人組織	H27. 12	1	稲代	水稲、(大豆)
26		西河内農業生産組合	任意組織	H11. 3	1	西河内	水稲作業受託
27		大斎農業生産組合	任意組織	—	1	大斎	水稲作業受託
28		本郷下生産組合	任意組織	—	1	本郷下	水稲作業受託
29		畑農業生産組合	任意組織	H11. 3	1	畑	水稲防除作業受託
30		仲三農業管理組合	任意組織	H25. 7	1	仲三	水稲作業受託
31	三隅	しろやま営農共同利用組合	任意組織	S61.9	1	上河内	水稲
32		下今明農地保全組合「宇宙」	任意組織	—	2	東下今明、西下今明	水稲作業受託
33		周布地営農組合	任意組織	H23.4	1	周布地	水稲、水稲作業受託
34		上今明どろんこアグリー営農組合	任意組織	H27	1	上今明	水稲作業受託
35		作業集団八幡の郷 (旧大谷機械利用組合)	任意組織	H10	1	大谷	水稲作業受託

## <サポート経営体>

No	区域	集落営農組織名	運営形態	設立年月	集落数	区域の集落名	経営内容
1	旭	(株)サンファームみのり	会社組織	H24. 6	—	旧旭町全域	水稲作業受託、JA施設運営受託
2	三隅	(有)三隅町農業支援センターみらい	会社組織	H16. 2	5	大谷、周布地、上今明、下今明、殿河内	水稲、大豆、水稲作業受託、JA施設運営受託
3	金城	(株)みどりファームかなぎ	会社組織	H27. 1	—	旧金城町全域	水稲作業受託、JA施設運営受託

●畦畔除草対策事業実施面積

No.8  
令和2年1月17日 現在  
(単位:m<sup>2</sup>)

		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2見込
浜田	準備							3,188	8,415	7,663	5,872	
	対策								3,880	6,815	7,620	5,872
金城	準備											
	対策											
旭	準備											
	対策	2,415	4,402	7,854	5,012	8,480	20,224	4,723	8,397	2,382		
弥栄	準備							920	26,202	34,000	22,655	
	対策									26,000	40,300	67,455
三隅	準備							1,188				
	対策							1,040		1,288		
合計	準備							5,296	34,617	41,663	28,527	0
	対策	2,415	4,402	7,854	5,012	8,480	20,224	5,763	12,277	36,485	47,920	73,327

## 草刈りボランティア組織について

(令和元年9月現在)

自治区	地区	グループ名	結成時期	人数	メニュー	対象者	費用	活動実績
金城	今福	おてまやさん	H21	47人	草刈り、庭木の手入れ、家事手伝いなど	今福地区住民	有償	平成30年度 草刈り 21件 庭木 4件 買い物支援 4件
旭	今市	四つ葉助け愛隊	H31.3	10人	草刈り、庭木の手入れ、ハチの巣駆除、除雪など	今市地区住民(登録制)	有償(1,000円/h程度)	草刈り 1件
弥栄	全体	(仮称)弥栄自治区草刈り隊	H28	5~6人	河川の草刈り	河川の草刈りができなくなった集落	市の報償費相当額	年3件程度
三隅	三隅	地方奉仕団 (じかたほうしだん)	H17.6.1	6人	草刈、ゴミだし、墓掃除など	基本、地方在住の65歳以上の方 ただし、65歳以下でも条件により対象者になる場合あり	地方在住で65歳以上またはそれに準じる人 850円/h 三隅町在住で65歳以上の方 1,200円/h それ以外の方 上記より高額 ※ただし、規約での金額規定無し。地方奉仕団内での話し合いにより金額を決定。	2016/10~2017/9 35件(内地方外10件) 2017/10~2018/9 31件(内地方外12件) ※ 特に草刈の場合は、安全のため2人以上で活動することが基本
	井野	(仮称)上今明草刈り隊	不明	6人	草刈り	基本井野地区の住民、要望に応じて三隅町内	1,250円/時間+税	年数回
	白砂	白砂まちづくり委員会活性化部会ボランティア班	不明	11人	草刈り・庭の枝打ち・清掃・障子貼り等	白砂地区	有償	年数回

※各支所で把握しているグループの情報について、規約の確認や電話での聞き取り等により整理した内容。

## その他の取組

- ・営農組合や中山間地域直接支払集落協定で実施しているケースもあると思われる。

## 今後の見通し

- ・旭自治区の和田地区において、草刈りを含めた助け合いの仕組みづくりについて、今年度下期の設立に向けて準備中

【No.12、17】

## H28～R1 防護柵設置状況

単位:m、円

	市単防護柵(※捕獲檻は除く)								広域防護柵(国費)					
	ワイヤーメッシュ		電気柵		その他(トタンなど)		合計		ワイヤーメッシュ柵		電気柵		合計	
	延長	補助金額	延長	補助金額	延長	補助金額	延長	補助金額	延長	補助金額	延長	補助金額	延長	補助金額
H28	9,421	1,756,000	18,670	2,179,000	650	62,000	28,741	3,997,000	30,406	11,675,751	1,292	197,427	31,698	11,873,178
H29	5,853	1,043,000	18,640	2,275,000	423	86,000	24,916	3,404,000	30,211	11,540,724	4,532	592,323	34,743	12,133,047
H30	7,199	1,334,000	14,380	1,845,000	1,270	173,000	22,849	3,352,000	18,686	7,613,326	0	0	18,686	7,613,326
R1 (12月25日時点)	9,143	1,230,000	11,397	1,347,000	0	0	20,540	2,577,000	7,408	4,241,780	620	150,810	8,028	4,392,590

## 捕獲奨励金 単価表

獣(鳥)種		個体の処理方法等	国費(円)	市費(円)
イノシシ	成獣	食肉利用	9,000	10,000
		焼却施設への搬入	8,000	
		その他	7,000	
	幼獣		1,000	
サル	成獣		8,000	30,000
	幼獣		1,000	
シカ	成獣	食肉利用	9,000	10,000
		焼却施設への搬入	8,000	
		その他	7,000	
	幼獣		1,000	
ヌートリア			1,000	3,000
アライグマ			1,000	1,000
その他獣類			-	
カラス			200	500
カワウ			200	
その他鳥類			-	

浜田市 狩猟免許所持者数(実人数)等について

	所持者数(実人数)	平均年齢	事前講習会費用	試験費用							
				狩猟免許を持っていない方				他の狩猟免許を持っている方			
				網猟	わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	網猟	わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟
H29	326人	61.20歳	4,000円	3,900円	3,900円	5,200円	5,200円	2,900円	2,900円	3,900円	3,900円
H30	315人	61.43歳	4,000円	3,900円	3,900円	5,200円	5,200円	2,900円	2,900円	3,900円	3,900円
R1	318人	62.00歳	6,000円	3,900円	3,900円	5,200円	5,200円	2,900円	2,900円	3,900円	3,900円

変更無し

## 出雲ジビエ工房について

出雲市における有害鳥獣の捕獲個体の適切な処理と、ジビエの有効活用を促進するため、NPO法人里の恵み山溪会により、処理施設が建設された。

- 場所 出雲市佐田町須佐 692 番地
- 施設概要 木造平屋建：床面積 99 m<sup>2</sup>  
(解体処理室、加工包装室、事務室兼研修室)
- 事業費 28,700 千円
- 竣工 令和元年 5 月 16 日 (受け入れスタート)
- 処理頭数 (12 月末現在) イノシシ 13 頭、シカ 18 頭
- 獣肉の受け入れ期間 年間を通して受け入れ
- 従業員数 (NPO 法人の人数) 12 名

危険木・支障木緊急除去事業 各支所実績(件数・金額ベース)

NO.23

単年予算 各支所@8,500,000×5支所=42,500,000円  
 事業費 42,500,000円×4年間=170,000,000円

	浜田		金城		旭		弥栄		三隅		合計		執行率	内、市道
H28実績	26件	10,668,708	19件	5,411,880	22件	8,421,840	28件	8,796,000	13件	8,696,700	108件	41,995,128	98.8%	78.3%
H29実績	14件	7,967,160	23件	8,496,900	20件	9,032,796	46件	7,499,542	18件	9,256,140	121件	42,252,538	99.4%	86.1%
H30実績	13件	8,349,480	19件	8,485,560	16件	8,478,000	23件	5,401,080	7件	8,429,400	78件	39,143,520	92.1%	72.8%
H30まで合計	53件	26,985,348	61件	22,394,340	58件	25,932,636	97件	21,696,622	38件	26,382,240	307件	123,391,186	96.8%	79.2%

※松枯れ、ナラがれ等の枯損木については、増えていくことが予想でき、今後も要望は継続するものと考えています。

※雑木の成長は著しく早く、事業開始当初伐採した路線では既に雑木が成長しているところもあり、草刈同様サイクル的に対応の必要があるものと考えています。

	浜田		金城		旭		弥栄		三隅		合計		執行率	執行率
R1予定	18件	8,500,000	21件	8,500,000	20件	8,500,000	33件	8,500,000	13件	8,500,000	103件	42,500,000	—	—
総合計	71件	35,485,348	82件	30,894,340	78件	34,432,636	130件	30,196,622	51件	34,882,240	412件	165,891,186	97.6%	0.0%

※R1の予定件数は過去3年間の平均値、金額は予算額

## 浜田市における耕作放棄地の推移

単位:ha

調査年	荒廃農地(再生可能) ①	前年度差	耕地面積(国調査) ②	遊休農地の割合 ①/①+② (%)
平成26年度	177	14	2,450	6.74
平成27年度	187	10	2,430	7.15
平成28年度	58	△ 129	2,400	2.36
平成29年度	57	△ 1	2,370	2.35
平成30年度	58	1	2,350	2.41

**耕作放棄地再生利用緊急対策活用事例**  
**(平成24年度再生実施)**

\*\*\*\*\*

## 耕作放棄地解消事例(松江市)

—耕作放棄地再生利用緊急対策事業活用事例—

\*\*\*\*\*

**再生利用者 認定農業者**(経営面積25.7haうち再生利用農地1.3ha)

### ターゲット(耕作放棄地データ)



松江市宍道地区

- ・耕作放棄地面積 28.8ha
- ・基盤整備の有無
  - 区画整理事業実施済み(昭和43年)
- ・耕作放棄の理由:後継者不在、農業用水の不足

### アクション(取組概要)

実施年度:平成24年度

取組の仕掛け人:再生利用者、地元農業委員

作業内容:再生作業(刈払、除れき、整地、土壌改良)

解消面積:127a(畑127a)

再生農地での栽培作物:そば



取組状況



再生作業後

### 地域協議会からひとこと

本地区は宍道湖の西側に位置する干拓地で農業用水の確保ができず、後継者不在等もあり、農地の荒廃が進んでいましたが、認定農業者が主体となり耕作放棄地を解消し、松江市の振興作物である「そば」の生産に取り組んでいます。

問い合わせ先:松江地域農業再生協議会 ☎0852-55-5231 (松江市農政課)

# 耕作放棄地解消事例(松江市)

—耕作放棄地再生利用緊急対策事業活用事例—

**再生利用者 認定農業者**(経営面積1.5haうち再生利用農地0.4ha)

## ターゲット(耕作放棄地データ)



松江市八雲地区

- ・耕作放棄地面積 24.8ha
- ・基盤整備の有無
  - 未実施
- ・耕作放棄の理由:高齢化、地形的不利

## アクション(取組概要)

実施年度:平成24年度

取組の仕掛け人:再生利用者

作業内容:再生作業(刈払、整地、土壌改良)、農道、用排水施設整備

解消面積:43a(田43a)

再生農地での栽培作物:主食用米



取組状況



再生作業後

## 地域協議会からひとこと

耕作道や用排水路などの生産基盤が整っていなかったため、耕作放棄地となっていました。本事業を活用し一体的な基盤整備を行うことにより、条件不利を解消し、継続的に耕作を行うことが可能となりました。

問い合わせ先:松江地域農業再生協議会 ☎0852-55-5231 (松江市農政課)

\*\*\*\*\*  
**耕作放棄地解消事例(安来市)**  
\*\*\*\*\*

—耕作放棄地再生利用緊急対策事業活用事例—

**再生利用者 近傍農業者**(経営面積1.2haうち再生利用農地0.58ha)

**ターゲット**(耕作放棄地データ)



安来市上吉田地区

- ・耕作放棄地面積 0.6ha
- ・基盤整備の有無
  - 未実施
- ・耕作放棄の理由:高齢化、不在村地主、鳥獣被害

**アクション**(取組概要)

実施年度:平成24年度

取組の仕掛け人:再生利用者、地元農業委員、協議会、市農林振興課

作業内容:再生作業(刈払、除れき、整地、土壌改良)、用排水路整備

解消面積:58a(田58a)

再生農地での栽培作物:主食用米



取組状況



再生作業後

**地域協議会からひとこと**

事業の周知を幅広く実施し、地元農業委員からも取組希望者へ必要な情報提供を行ったことが解消につながりました。

耕作放棄地再生は、農業経営者にとって経営面積拡大のチャンスと考えます。

問い合わせ先:安来市耕作放棄地対策協議会 ☎0854-23-3330 (安来市農林振興課)

\*\*\*\*\*  
**耕作放棄地解消事例(奥出雲町)**  
\*\*\*\*\*

—耕作放棄地再生利用緊急対策事業活用事例—

**再生利用者 農業参入企業**(経営面積6.9haうち再生利用農地0.5ha)

**ターゲット**(耕作放棄地データ)



奥出雲町国営開発農地地区

- ・耕作放棄地面積 23.9ha
- ・基盤整備の有無
  - 区画整理事業実施済み(平成7年)
- ・耕作放棄の理由:高齢化、不在村地主、鳥獣被害

**アクション**(取組概要)

実施年度:平成24年度

取組の仕掛け人:協議会

作業内容:再生作業(刈払、除れき、整地、土壌改良)

解消面積:57a(畑57a)

再生農地での栽培作物:ソバ



取組状況



再生作業後

**地域協議会からひとこと**

国営開発農地の有効利用と企業参入を促進するため、地域を挙げて取組を行っています。  
耕作放棄地を解消し、担い手への農地の集積をすすめるにあたっては、農作業効率に配慮した基盤改良が必要です。この再生農地では、地域の特産である「ソバ」を栽培しています。

問い合わせ先:奥出雲町農業再生協議会 ☎0854-54-2514 (奥出雲町農業委員会)

\*\*\*\*\*  
**耕作放棄地解消事例(出雲市)**  
\*\*\*\*\*

—耕作放棄地再生利用緊急対策事業活用事例—

**再生利用者 農事組合法人**(経営面積23haうち再生利用農地0.5ha)

**ターゲット**(耕作放棄地データ)



出雲市長浜地区

- ・耕作放棄地面積 12.4ha
- ・基盤整備の有無
  - 未実施
- ・耕作放棄の理由:高齢化、後継者不足

**アクション**(取組概要)

実施年度:平成24年度

取組の仕掛け人:地元農業委員、協議会

作業内容:再生作業(刈払、除根、整地、土壌改良)、用水路整備

解消面積:48a(田48a)

再生農地での栽培作物:主食用米



取組状況



再生作業後



担い手が営農継続しやすいよう、必要な基盤を整備



**地域協議会からひとこと**

地元農業委員と協議会が連携し、「遊休農地解消調整会議」を企画し、集落の担い手を集めて開催しました。この会議により再生候補地の決定と整備内容の検討、利用者調整がスムーズに行えました。

また、解消計画の検討には、集落内の耕作放棄地の分布を示した地図を活用することによって、より具体的な解消計画を協議することができたことがポイントです。

問い合わせ先:出雲市農業再生協議会 ☎0853-21-6762(出雲市農業振興課)

\*\*\*\*\*  
**耕作放棄地解消事例(出雲市)**  
\*\*\*\*\*

—耕作放棄地再生利用緊急対策事業活用事例—

**再生利用者 認定農業者**(経営面積13haうち再生利用農地8a)

**ターゲット**(耕作放棄地データ)



出雲市稗原地区

- ・耕作放棄地面積 15.2ha
- ・基盤整備の有無
  - 区画整理事業実施済み(昭和54年)
- ・耕作放棄の理由:ほ場条件、後継者不足

**アクション**(取組概要)

実施年度:平成24年度

取組の仕掛け人:地元農業委員、協議会

作業内容:再生作業(刈払、除礫、整地、土壌改良)、暗渠排水整備

解消面積:8a(田8a)

再生農地での栽培作物:そば



取組状況



再生作業後

**周辺**



耕作放棄地解消により、中山間直接支払制度の集落協定農地の拡大へつながった。

**地域協議会からひとこと**

農業委員が、本対策事業を地元の農業者に紹介したことがきっかけで耕作放棄地の解消へ取り組みました。これにより、中山間直接支払制度の協定農地へ取り込むことが可能となり、集落の協定農地面積の拡大へつなげることができました。

問い合わせ先:出雲市農業再生協議会 ☎0853-21-6762(出雲市農業振興課)

\*\*\*\*\*  
**耕作放棄地解消事例(大田市)**  
\*\*\*\*\*

—耕作放棄地再生利用緊急対策事業活用事例—

**再生利用者 新規就農者** (経営面積0.32haうち再生利用農地0.32ha)

**ターゲット**(耕作放棄地データ)



大田市鳥井町鳥井地区

- ・耕作放棄地面積 6.7ha
- ・基盤整備の有無
  - 未実施
- ・耕作放棄の理由:高齢化

**アクション**(取組概要)

実施年度:平成24年度

取組の仕掛け人:再生利用者、協議会

作業内容:再生作業(刈払、除れき、整地、土壌改良)

解消面積:32a(田32a)

再生農地での栽培作物:野菜



取組状況



再生作業後



**地域協議会からひとこと**

再生農地利用者(新規就農者)の就農計画に応じた、農地の条件整備を行うことができ、新規就農者も栽培計画が立てやすいため、新規就農者の育成が進むことが期待されます。

そのため協議会や農業委員会による、再生農地と利用者とのマッチングが重要となります。

問い合わせ先:大田市耕作放棄地対策協議会 ☎0854-82-1600 (大田市農林水産課)

\*\*\*\*\*

# 耕作放棄地解消事例(大田市)

—耕作放棄地再生利用緊急対策事業活用事例—

\*\*\*\*\*

**再生利用者 近傍農業者**(経営面積3.5haうち再生利用農地0.41ha)

## ターゲット(耕作放棄地データ)



大田市三瓶町志学地区

- ・耕作放棄地面積 5.0ha
- ・基盤整備の有無
  - 未実施
- ・耕作放棄の理由: 高齢化、鳥獣被害

## アクション(取組概要)

実施年度:平成24年度

取組の仕掛け人:再生利用者、協議会

作業内容:再生作業(刈払、除れき、整地、土壌改良)

解消面積:41a(田41a)

再生農地での栽培作物:そば・えごま



取組状況



再生作業後

## 地域協議会からひとこと

耕作放棄地が進む中山間農地では、耕作放棄地の解消を行うことで、集落の環境保全だけでなく、鳥獣の隠れ場を無くすことで、鳥獣による農産物被害を集落単位で軽減することができます。併せて鳥獣害を受けにくい作物を栽培することで、農業生産の増にも期待できます。

問い合わせ先:大田市耕作放棄地対策協議会 ☎0854-82-1600 (大田市農林水産課)

\*\*\*\*\*  
**耕作放棄地解消事例(浜田市)**  
\*\*\*\*\*

—耕作放棄地再生利用緊急対策事業活用事例—

**再生利用者 認定農業者、農業生産法人**(経営面積8.7haうち再生利用農地4.35ha)

**ターゲット**(耕作放棄地データ)



浜田市久代町久代畑地団地地区

- ・耕作放棄地面積 7.5ha
- ・基盤整備の有無
  - 区画整理事業実施済み(昭和30年代後半)
  - かん排水事業受益地
- ・耕作放棄の理由: 高齢化、不在地主、鳥獣被害

**アクション**(取組概要)

実施年度: 平成24年度

取組の仕掛け人: 再生利用者、地元農業委員、協議会

作業内容: 再生作業(刈払、除れき、整地、土壌改良)、灌水施設整備

解消面積: 114a(畑114a)

再生農地での栽培作物: サツマイモ



取組状況



再生作業後



「石見蜜衛門」

**地域協議会からひとこと**

この地区はもともとブドウ生産団地として整備された地区でしたが、高齢化により耕作放棄地が存在していました。平成22年度に本事業を活用し再生した農地で、県外の農業生産法人がサツマイモ栽培を始めたことをきっかけに、地区の耕作放棄地解消とセットでサツマイモ栽培が増えています。生産されたサツマイモは「石見蜜衛門」というブランド名で、関西方面を中心に新たな特産品として販売を展開しています。

問い合わせ先: 浜田市耕作放棄地対策協議会 ☎0855-25-9820 (浜田市農業委員会事務局)

\*\*\*\*\*  
**耕作放棄地解消事例(浜田市)**  
\*\*\*\*\*

—耕作放棄地再生利用緊急対策事業活用事例—

**再生利用者 認定農業者**(経営面積2.8haうち再生利用農地1.21ha)

**ターゲット**(耕作放棄地データ)



浜田市国分町国分地区

- ・耕作放棄地面積 1.4ha
- ・基盤整備の有無
  - 未実施
- ・耕作放棄の理由:高齢化、不在村地主、鳥獣被害

**アクション**(取組概要)

実施年度:平成24年度

取組の仕掛け人:再生利用者

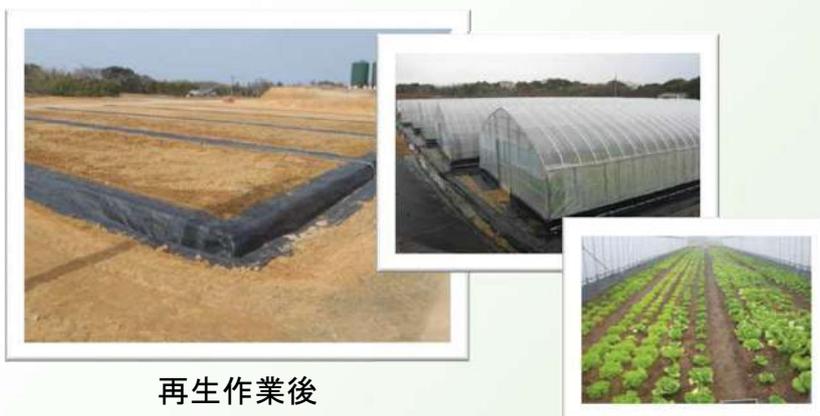
作業内容:再生作業(刈払、除れき、整地、土壌改良)、灌水施設整備

解消面積:67a(畑67a)

再生農地での栽培作物:オクラ、レタス、人参等



取組状況



再生作業後

**地域協議会からひとこと**

再生利用者は、平成22年度から本事業を活用し、耕作放棄地を解消して経営規模拡大を図ってきました。これまで農地の再生にあわせて、ビニールハウス・用水施設等の整備を行い、有機栽培による露地野菜の生産を行っています。

\*\*\*\*\*  
**耕作放棄地解消事例(益田市)**  
\*\*\*\*\*

—耕作放棄地再生利用緊急対策事業活用事例—

**再生利用者 認定農業者**(経営面積1haうち再生利用農地0.7ha)

**ターゲット**(耕作放棄地データ)



益田市 国営開発高津工区地区

耕作放棄地面積 2.6ha

- ・基盤整備の有無
  - 区画整理事業実施済み(昭和63年)
- ・耕作放棄の理由:鳥獣被害、高齢化、

**アクション**(取組概要)

実施年度:平成24年度

取組の仕掛け人:再生利用者、農業担い手支援C、再生協議会、JA西いわみ

作業内容:再生作業(刈払、伐根、整地、土壌改良)

解消面積:70a(畑70a)

再生農地での栽培作物:飼料作物



取組状況



再生作業後



**地域協議会からひとこと**

再生利用者は肉用牛経営を営む新規就農者で、自給粗飼料の確保を望んでいたことから、耕作放棄地を借り受けて再生し、飼料作物生産を行っています。

農地の利用を継続していくためにも、行政や関係団体が連携して、新たな担い手への様々な支援を行っていく必要があります。

問い合わせ先:益田市農業再生協議会 ☎0856-31-0316 (益田市農業振興課)

\*\*\*\*\*  
**耕作放棄地解消事例(吉賀町)**  
\*\*\*\*\*

—耕作放棄地再生利用緊急対策事業活用事例—

**再生利用者 認定農業者**(経営面積8.3haうち再生利用農地0.22ha)

**ターゲット**(耕作放棄地データ)



吉賀町沢田地区

- ・耕作放棄地面積 1.6ha
- ・基盤整備の有無
  - 区画整理事業実施済み(平成元年)
  - かん排水事業受益地
- ・耕作放棄の理由:所有者の死亡

**アクション**(取組概要)

実施年度:平成24年度

取組の仕掛け人:再生利用者(地元農業委員)、協議会

作業内容:再生作業(竹の除去、刈払、整地)

解消面積:22a(田 22a)

再生農地での栽培作物:飼料作物(イタリアン)



取組状況



再生作業後

**地域協議会からひとこと**

この取組は農業委員自らが解消した事例です。

地域の農業者あるいは担い手に、農業委員会が行う農地パトロールの結果の情報提供や本対策事業の紹介を行うなど、今後も耕作放棄地解消にむけた活動を継続的に行うことが重要です。

問い合わせ先:吉賀町農業再生協議会 ☎0856-79-2213 (吉賀町産業課)

\*\*\*\*\*  
**耕作放棄地解消事例(隠岐の島町)**  
\*\*\*\*\*

—耕作放棄地再生利用緊急対策事業活用事例—

**再生利用者 認定農業者**(経営面積5.8haうち再生利用農地1.8ha)

**ターゲット**(耕作放棄地データ)



隠岐の島町西郷地区

- ・耕作放棄地面積 33.3ha
- ・基盤整備の有無
  - 区画整理事業実施済み(昭和63年)
- ・耕作放棄の理由:高齢化

**アクション**(取組概要)

実施年度:平成24年度

取組の仕掛け人:再生利用者、地元農業委員、協議会

作業内容:再生作業(刈払、整地、土壌改良)

解消面積:134a(田134a)

再生農地での栽培作物:飼料作物



取組状況



再生作業後



再生農地で生産された  
自給飼料の給与の様子

**地域協議会からひとこと**

荒廃した農地は土壌の状況が悪くなっており、営農再開が困難な場合があります。しかし、牧草栽培は排水さえしっかりできれば、再生農地でも十分な収量を確保することができ、再生地の活用策として適していると考えます。

また、再生利用には関係機関の支援が重要であり、地域の合意形成への働きかけ等を担っていただくと円滑な再生活動が実施できると考えます。

問い合わせ先:隠岐の島町地域農業再生協議会 ☎08512-2-8563 (隠岐の島町農林水産課)

# 耕作放棄地解消事例(隠岐の島町)

## —耕作放棄地再生利用緊急対策事業活用事例—

**再生利用者 認定農業者**(経営面積17.1haうち再生利用農地1.0ha)

### ターゲット(耕作放棄地データ)



隠岐の島町西郷地区

- ・耕作放棄地面積 33.3ha
- ・基盤整備の有無
  - 区画整理事業実施済み(昭和53年)
- ・耕作放棄の理由:高齢化

### アクション(取組概要)

実施年度:平成24年度

取組の仕掛け人:再生利用者、地元農業委員、協議会

作業内容:再生作業(刈払、整地、土壌改良)

解消面積:36a(田36a)

再生農地での栽培作物:WCS稲



取組状況



再生作業後  
(収穫されたWCS稲)

### 地域協議会からひとこと

長期的な計画による再生活動が特徴です。荒廃農地を解消して営農することはリスクのあることであるため、一度に一帯すべてを解消するのではなく、自らの経営状況を勘案しながら、毎年少しずつ解消しています。

これらの解消活動には、行政や農業委員会等の関係機関のバックアップ体制が不可欠であり、地権者との調整等を担ってもらえると、事業主体の負担が軽減され、円滑な再生活動が実施できると考えます。

問い合わせ先:隠岐の島町地域農業再生協議会 ☎08512-2-8563 (隠岐の島町農林水産課)

# 耕作放棄地解消事例(海士町)

—耕作放棄地再生利用緊急対策事業活用事例—

**再生利用者 個人農業者**(経営面積0.6haうち再生利用農地0.2ha)

## ターゲット(耕作放棄地データ)



海士町海士方地区

- ・耕作放棄地面積 3.1ha
- ・基盤整備の有無
  - 未実施
- ・耕作放棄の理由:所有者高齢化、後継者不在

## アクション(取組概要)

実施年度:平成24年度

取組の仕掛け人:再生利用者、地元農業委員、協議会、町

作業内容:再生作業(刈払、除れき、整地、土壌改良)、農道整備

解消面積:20a(畑20a)

再生農地での栽培作物:ぶどう



取組状況



再生作業後



農道整備で農作業を効率化



生産されたぶどうは地元直売所へ出荷予定

## 地域協議会からひとこと

この取組では、①耕作放棄地を自ら再生してぶどう生産をしようとチャレンジする、意欲ある担い手がいたこと。②耕作放棄地再生利用へのバックアップ体制が整っていたこと(再生利用に係る必要経費を国交付金のほか県・町が費用負担)が取組の成功につながりました。

今後さらなる解消にむけて、農業委員会が再生利用可能な耕作放棄地の候補を積極的に探し、協議会へ提案していく仕組みづくりと、新規作物の導入、販路の確保などを検討し、再生農地の利用を進めることが必要と考えています。

問い合わせ先:島前地域農業再生協議会 ☎08514-2-1824 (海士町地産地商課)



# 新たな食料・農業・農村基本計画における荒廃農地対策の位置づけ

農業者等が行う、荒廃農地を再生利用する取組を推進するとともに、再生利用可能な荒廃農地の農地中間管理機構への利用権設定を進めることにより、荒廃農地の発生防止と解消に努める。

また、有効かつ持続的に荒廃農地対策を進めるため、関連施策との連携のあり方について総合的に検討し、必要な施策を実施。

## 農地・荒廃農地について

耕地 450万ha(H27)

荒廃農地 28.4万ha(H27・推計値)  
28.3万ha(H27・実績値)



遊休農地 13.5万ha(H27)

耕作放棄地 42.3万ha(H27)

○荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地	市町村・農業委員会調査：現地調査による客観ベースの毎年の調査
○再生利用が可能な荒廃農地	荒廃農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの	
○再生利用が困難と見込まれる荒廃農地	荒廃農地のうち、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの	
○遊休農地		
○1号遊休農地	現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（再生利用が可能な荒廃農地）	
○2号遊休農地	その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地	
○耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする考えのない土地（農家の自己申告によるもので、場所が特定されていない）	農林業センサス：調査票による農家等の主観ベースの5年毎の調査

出典：「平成27年 耕地及び作付面積統計」、「平成27年 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」、「平成27年 農地の利用状況調査」、「2015年農林業センサス」